

平成 26 年 10 月 30 日

尼崎市長 稲村 和美 様

平成 27 年度予算に対する
要望書

維新の会

幹事長 久保高章

副幹事長 光本圭佑

政調会長 長崎寛親

楠村信二

市長をはじめ執行部の皆様におかれましては市政発展の為にご努力されていることに敬意を表します。

現在は、社会の多様化や少子高齢化が急速に進む中、基礎自治体の役割は重要性を増し市民の市政に対する期待感は大きく、今後の自治体運営はその様な市民の願いをいかにして市政に反映できるかが求められています。

また昨今、頻繁に発生する集中豪雨や南海トラフ巨大地震が予測される中、市民の防災に対する意識を高め、市民が自助・共助・公助の視点に立ち、市は市民の安心・安全を守っていく重要な責務を負っています。

本市においては、行財政改革に取り組んではいるものの歳出では生活保護、障害者福祉などの扶助費や介護保険、高齢者福祉などへの繰り出しが増加し、厳しい財政運営を余儀なくされています。こうした状況に対応するため着実な財政再建が必要不可欠です。

平成27年度予算編成にあたっては厳しい財政状況下ではありますが私たち維新の会は、特に反映させていただきたい項目をまとめさせて頂きました。ご配慮いただきますようよろしくお願ひ致します。

(財政)

- 1、社会はＩＴ化している。いつでもどこでも市税を納付できるようパソコンや携帯電話などのインターネットを通じて納付できるサービスを導入すること。
- 2、非婚のひとり親家庭の経済的負担を軽減するため結婚歴がある場合に対象となる税法上の寡婦（夫）控除を非婚にも適用したとみなし、保育料等軽減する自治体が増えている。親がたまたま非婚だった子供が不利益な状況に置かれている実情に自治体が手を差し伸べ救済するのは理解できる。しかし、国の税制改正や不公平のない制度設計を構築する事が本来の責務である。故に控除の適用には慎重に対応すること。
- 3、ふるさと納税制度の利便性を高めるためスマートフォンや携帯電からも簡単に手続きと支払いが出来るなどの方法を取り入れること。
- 4、三木市では発注する公共事業の契約などで労働者に支払う賃金の下限額などを定める「市公契約条例」を制定している。賃金下限額を決めることで労働環境を守り工事の質向上が図られることから本市においても検討すること。
- 5、本市の財政力を明確に判断するためにも、従来の官庁会計（単式簿記・現金主義会計）に複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた新公会計制度の導入を実施すること。

6、本市の所有する公共施設の内、現在、民間委託率は約 60%となって
いる。その結果委託前に比べ約 1 億 7000 万円の歳出削減を実現して
る。残り 40%においても可能な限り現状以上の市民サービスを維持
しその上で、民間委託率を引き上げ人件費の抑制を図ること。

7、市債残高の削減目標は、平成 29 年度 2,022 億円、平成 34 年度 1,100
億円とされています。年度ごとの更なる PDCA を行い着実な財政再建
を目指すこと。

8、ここ数年、プロ野球の主にパ・リーグがスタジアム内外で非常に工
夫したファンサービスを展開し観客動員やチケット販売に成功して
いる。本市の尼崎競艇場もファミリー層を取り込み活性化させるため
には、スポーツビジネスを熟知した民間企業出身者を採用し実践する
こと。

9、コンビニエンスストアでの市税等、納付の収入率を向上させること。

10 本市の収入未済額は現在、市税において平成 24 年度 64 億 1687 万
円となっておりこれは、市税収入の約 8.1%となっている。この収
入未済額の対策を強化し、限りなく収納率 100%を目指すこと。

11 行財政改革については効果的かつ効率的な行政運営に努め常時、事
務事業の精査を継続していくこと。

(総務)

- 1 2、職員の市内居住率の向上に住居手当を月1万円加算する制度を導入している。転入したのは勤続年数が短い若手職員を中心に多くが借家に住んでいる。これでは定住につながるか不透明である。本市に住み続けるのか見極めながら制度を見直すこと。
- 1 3、町内会・自治会の加入率が低い。未加入の理由に加入方法や活動内容が分からぬといった方も多い。社会福祉連絡協議会と連携を図り、転入時に加入の促進や市役所等に手続きができる窓口を設置すること。
- 1 4、職員評価における能力評価制度を高め信賞必罰制度を徹底すること。また意欲ある職員の発案を登用することで組織風土を醸成する職員提案制度を重視すること。
- 1 5、市職員採用は、将来的な管理職をはじめとした人事構成を勘案しつつ適切かつ計画的に行うこと。また、非常勤・臨時職員の採用にあたっては必要最小限として慎重に行うこと。
- 1 6、入湯税問題を教訓に行政施策に係る不正行為について日常からチェック体制を強化し外部からの告発によって初めて発覚することがないよう努めること。また不祥事には責任の所在を明確にし、当事者には厳正な厳罰で対処すること。
- 1 7、現在のペーパーによる伝達方法を電子化することにより紙の使用料コピー機の使用料などの削減につながる。環境保全の観点から

もペーパーレス化を実施すること。

(保健・医療)

18、次世代を担う子供達を健やかに育てる為、子供の健康づくりや妊娠・出産・育児等についての正しい知識の習得や各種検診及び予防接種を積極的に受けるように啓発活動を行い健康教育の充実を図ること。

19、子宮頸癌ワクチン接種後に長期的な痛み等を訴える人が相次ぎ、国が接種の勧奨を中止した問題で神奈川県茅ヶ崎市、鎌倉、大和、愛知県碧南、熊本県合志、玉名の6市が独自で接種者の追跡調査をしたところ、いずれも4割前後の人人が何らかの体調変化があったと回答している。こうした流れを受け、昨年10月には全国市議会議長会が接種者全員に対し徹底した追跡調査を行い結果を公表すべきだと国に要請している。他のワクチンと比べ接種後の健康異常の症状や発症時期が多様で国への報告の多くはこのワクチンに多様な副作用が出ることが広く人々に知られていない時期のもので接種医が副作用と認めなかつたり、本人や家族が気付かなかつたりしたケースが相当数埋もいることが指摘されている。本市においても追跡調査の実施をすること。

20、本市ではコンビニエンスストアのローソンと全国初の健康協定を結び店舗駐車場で健康診断を行っている。市が独自に実施する生活習慣病予防検診は、25歳までの受診率が約2%と低く若者の

多くが利用するコンビニでの健診は受診率向上やPRにも有意義なことから受診率の向上を目標に日数や時間などの拡充をおこなうこと。

(生活安全)

21、北九州市では自治会などへの加入を「市民の責務」とし、地域の防犯活動などへの積極的な参加を求める安全・安心条例を策定している。自治会などへの加入は本来、住民の自由意思に基づくが若い世代を中心に住民間の連携が弱く防犯社会づくりを推進していくには課題がある。他市での取り組みを参考に本市においても条例制定の検討をすること。

22、警視庁調べによると自転車側が加害者となった事故は昨年、全国で1万9617件発生している。また、事故を起こした自転車側に対して高額の賠償を命じる判決が相次いでいるが自転車保険の加入率が低いのが現状。日本サイクリング協会では国内自転車約7千万台のうち保険に加入しているのは2割程度とみていて利用者の意識は低い。本市としても保険の普及ため自治会、自転車販売店等に働きかける努力をすること。

23、振り込め詐欺や不正請求が後を絶たない。被害件数が多く中でも高齢者の被害率が高い。被害を未然に防ぐため、金融会社や警察など連携を深め啓発に努めること。万一被害にあった際は被害者の保護と相談体制を充実させること。

24、防犯について本市のひったくり件数は、H24年度で258件発生し、前年より2割増になる。これは人口1万人あたりに換算すると6件で同様の比較で西宮市では1.86件となり、実に本市の三分の一となっている。街頭犯罪認知件数においても兵庫県内の全体の15%を占め市民が安全で安心して暮らせる街づくりが急務と言える。抑制効果のある犯罪防止の対策を行なうこと。

25、本市の高齢者人口比率は周辺自治体と比べても高く本市の1人暮らしの高齢者が平成25年4月時点で3万7039人となっている。独居老人の孤独死について問題視され、大変深刻な状況となっている。本市では高齢者の見守りを社会福祉協議会に委託しているが、連協圏域74組織中、32組織でしか見守りが出来ていない。社協では今後、毎年6組織ずつ増やし、平成32年には市内全域を見守りが実施されるようだが、現状の孤独死を見ても、高齢者見守りは待ったなしの状況であるため、早急に市内全域での高齢者見守り体制を構築すること

(環境)

26、国の小型家電リサイクル制度が昨年4月より実施し家電に含まれる貴金属やレアメタル（希少金属）の再利用や環境汚染防止を推進している。本市では回収された小型家電は処分されている。小型家電を分類すると100品目以上あるが、テレビ、冷蔵庫、エアコン等は対象外に市役所やリサイクルセンターなどの施設に無

料で回収箱を設置し回収した家電はリサイクル事業者に買い取つてもらうことが可能である。本市においても回収箱を設置すること。

27、本市のマナー問題について、他都市に誇れる街を目指すには市民の意識啓発が欠くことが出来ない。マナーを無視した放置自転車、タバコのポイ捨て、夜中のロケット花火等はイメージを低下させる。実効的なマナーライン条例を制定すること。

28、太陽光発電設備設置費用の補助対象を自治会、NPO法人、医療法人などに拡大し、予算を拡充すること。

29、街路灯や防犯灯などに長寿命で省エネ効果の高いLED（発光ダイオード）化を進めているが今後も積極的に導入すること。

30、微小粒子状物質（PM2・5）の健康被害が懸念されている。インターネットなどによる予測発表は高齢者には利用しづらく不便なことから電話の自動応答で伝えるサービスを導入すること。

31、不法投棄防止のため積極的には広報、啓発活動を進め、監視カメラの設置やパトロールの強化など監視活動を拡大させ不法投棄をさせない環境整備を図ること。

（交通・住宅）

32、健康、環境、経済など様々な面でのメリットがあり、本市の地形的にも適した自転車活用を積極的に促進するため、自転車先進都市として、自転車レンタルの延伸及びネットワーク化、公共交通と

の連携、自転車条例制定など、総合的な自転車政策を掲げること。

3 3、複数人住まわせる脱法ハウスやシェアハウスなど居住者の実態をつかみ一般の住宅や事務所より防火性の高い間仕切り壁を設けることや各部屋に窓を設けるなど建築基準法上の基準を遵守するよう管理者に指導すること。

3 4、国（平成20年）の調査によると市内の住居総数23万6680戸に対し、空き家件数は3万7690戸となり全体の約15.9%を占めている。このまま人口減が続くとマンションを中心に空き家は増えコミュニティーの維持や防災・防犯面にも影響する。空き家の利活用方法など含め今後の対策をとること。

（児童・家庭）

3 5、現在、あこや学園の子供達の毎日の通園時間が片道1時間30分かかっている。通園時の負担軽減のため、マイクロバスを1台増車し、通園時間を1時間に短縮すること。

3 6、子育て支援制度では児童ホームについては6年生まで入所が可能となることから指導員の確保、設備の拡充など実施し待機児童の解消に取り組むこと。

3 7、平成25年7月1日から小学4年生から中学3年生まで通院時2割負担になった。子育て支援の為にも、中学卒業まで通院時の無償化を行うこと。

3 8、貧困の連鎖を断ち切るためにも、現在、市内 2 カ所で実施している生活保護世帯などの子供への学習支援の拡充（実施場所、実施日を増やす）及び塾代等助成制度の創設をすること。

3 9、昨年度、要保護児童件数は 1,260 件で年々増加傾向にある児童虐待防止体制を強化する為にも、援助を行う福祉、保健、教育の各機関が共通認識を持ち、尼崎市要保護児童対策地域協議会の機能を強化する事や子供相談センター等の設置の検討も含め虐待防止に取り組むこと。

4 0、少子化対策への具体的・積極的な取り組みを進め、子供の産みやすい環境を整備すること。

4 1、ひきこもりの若者の支援として、電話やメールで相談を受け付け臨床心理士などが訪問を希望する若者宅を訪ねるなど、きめ細かな支援策を行うこと。

（防災）

4 2、内閣府では自然災害の発生時に避難誘導や避難所運営の先頭に立つ防災リーダーの育成を支援している。総務省消防庁によると地域防災の担い手となる自主防災組織は昨年 4 月時点、全国に 15 万 3,600 団体あり、世帯数の 77.9% をカバーしている。本市においては社会福祉連絡協議会 74 連協が 22 万 5,589 世帯をカバーしているが、地域での活動にばらつきがある。主に社協の加入率や高齢化などが要因であるが、大災害に備え地域の防災

組織の構築と防災リーダーの育成、更には地域住民の防災訓練参加を推進すること。

4 3、災害時に小中学校が住民の避難所として指定されている。夜間休日の災害時に備え施設近隣に居住する職員や学校の教員等らに鍵の解錠を依頼している。東日本大震災では、担当者が現場に到着するまで避難者が施設内に入れないなどの問題点が浮き彫りになった。先進事例として神栖市では大震災を教訓に小中学校に震度5強相当以上の地震の揺れを感じると自動的に扉のロックが解除されるキーボックス（防災ボックス）が設置されている。防災ボックスは、ステンレス製の外箱が自動解除され鍵を取り出せる仕組みで電池切れや停電に左右される事はない。震災発生時に管理者が不在でも鍵を開けスムーズに施設に避難できることから導入を検討すること。

4 4、南海トラフ巨大地震が予測される中、国の中防災会議は昨年の5月南海トラフ地震対策の最終報告で1週間分の食料や水の備蓄を各家庭に呼びかけたが、自治体の備蓄の乏しさが明らかになり、改めて住民自身で備蓄に努める「自助」の重要性が指摘されている。厚生労働省の11年度調査では、災害に備え家庭で食料や水を備蓄する世帯は全国平均で47、4%にとどまっている。自治体においては、備蓄量には基準はなく都道府県や市町村が独自に計画を立てているが巨大災害では自治体のできる事に限界がある。

「自助」を後押しするため家庭や企業に備蓄を施す条例を制定するなど住民の意識向上を図る施策を具体化すること。

4 5、現在市内には障害者や高齢者など、自力で避難の困難な「災害時要援護者」が平成25年1月現在8万3152人いる。県から出された津波浸水想定図の浸水区域にどれだけの災害時要援護者がいるのか人数の把握および避難方法など早急に打ち出すこと。

4 6、消防団の定員確保に努めると共に今後の団員確保のため市内の企業にも協力を求めること。

4 7、本市に於いては平成26年3月1日現在で273ヶ所の「津波等一時避難場所」を指定しているが市民は十分に把握していない。あらゆる情報媒体を活用して避難場所の周知徹底を図ること。

4 8、現在、防災センターと北部防災センター、市内学校6ヶ所に食糧など備蓄されている。南部地域の大型避難施設（尼崎競艇場マインスタンド、アマドウ内オートバックス屋上、コーナン杭瀬店屋上等）は避難場所に指定されているが備蓄されていない。一時避難所とはいえ、津波が押し寄せたなら、数日間、水が引かないことも考えられ、乳児、幼児から高齢者まで多くの方々が避難される避難所には食糧、水、毛布など備蓄が必要になる。民間会社の協力を得て常備備蓄すること。又、本庁舎にも備蓄の検討をすること。

(産業・経済)

4 9、現在の企業誘致施策を今後成長する産業に力点をおき、蓄電池産業、I P S 細胞のバイオ産業、2次産業的都市型農業等、一つの産業に特化したシリコンバレー的集積地を目指すこと。

5 0、尼崎市は市内の 8% の土地を保有している。その中で、事業用代替地を含め未利用地が現在 16,281 m² ある今後、不要な資産の売却も検討する中財源を捻出しその財源を成長戦略にあてるここと。

(情報システム)

5 1、従来の広報の仕事に新しくホームページの運営が増えたと同時に、インターネット時代の PR 活動としてマスメディアが対象の広報活動からインターネットを通じたあらゆるステークホルダーとのコミュニケーションへの変化にも対応しなければいけない時代に突入している。そういう時代に対応できる「広報のプロ」を民間企業出身者から採用し、シティプロモーションのトップに配置すること。

5 2、魅力発信・報道担当課の新たな部署においての発信の仕方を現状のホームページ、市報あまがさき、FM ラジオのみだけでなく、LINE @ や PUSU 型等の新ツールを積極的に活用すること。

5 3、情報発信並びにオープンシステム化について、熟知した人材を外部より招聘し、情報統括官 (C I O) として登用し、権限を与え、遅れている本市の情報発信とオープンシステムの構築を整備する

こと。

5 4、新聞やテレビで本市のニュースを取り上げてもらうだけではなく、動画で配信することで視聴覚的に訴求することができる。既に西宮市は「にしのみやインターネットテレビ(YouTube 版)」というサイトを立ち上げ魅力ある様々な動画を配信している。本市も積極的に情報を発信するためにインターネットテレビを導入すること。

(福祉一般・障害者福祉)

5 5、障害者が働く施設から優先的に商品を買うよう地方自治体に求められる「障害者優先調達推進法」が昨年4月に施行されている。同法は、施設に発注する商品やサービスの数値目的などを調達方針として毎年度まとめるよう定めている。購入対象になるのは、機械部品や弁当などの物品、データ入力、障害者が自宅で作る商品も対象となる。地域の施設がどの様な商品を手掛けているか本市としても十分に把握し積極的に商品やサービスを受け入れ障害者の収入増や雇用機会拡大を推進すること。

5 6、昨年7月に明らかにしている身体障害手帳を持つ二十歳以上の内障害年金を受給できるのに請求手続きをしていない人が0.4%程度いることが判明している。手帳保有者の数から推計すると請求漏れは二万人程度とみられているが、精神障害者や知的障害者の調査は実施しておらず障害年金全体の漏れは二万人を上回ると指摘されている。本市においては請求漏れをなくすため制度の周

知徹底を行うこと。

5 7、本市の生活保護率は、他都市に比べ非常に高い。生活保護の受給を求めるのは国民の権利であり重要なセーフティーネットであると言える。しかし、近年みられるように一部の方の不正受給が後を立たず、不正行為は生活保護制度の維持や適切に受給している方々にも影響を及ぼしかねない。故に徹底した不正受給の排除を行うこと。

5 8、本市の総人口が減少しているにもかかわらず、高齢者世帯は年々増加している。本市の財政状況も高齢化社会に伴い社会保障費の増加が見込まれる。一方、高齢者が尊厳を持ちながら安心して暮らせる地域社会の構築を推進していくかなくてはならないが本市では平成 24 年度から 26 年度まで、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定している。今後、施策実施について最小の費用で最大の効果があげられるよう、各事業の意義を十分に検証した上で政策の推進を行うこと。

(教育)

5 9、一般会計における教育費の割合が投資的経費を除くと 6.7%と近隣他都市に比べると最低となっている。せめて近隣他都市と同じ水準まで教育費を増額させること。

6 0、スマートフォンやタブレット端末の急速に普及する中インターネットのトラブルが深刻化している。正しく使用する為、子供達を

はじめ教員や保護者に対して注意点や危険性等を専門家の解説で分かりやすく伝えるDVDを作成し全小中学校の総合学習の時間や家庭科の時間、教員の研修会などで活用すること。

6 1、昨年から児童生徒のいじめを禁じた「いじめ防止対策推進法が施行されている。同法に基づき具体的な対策を示す「いじめ防止基本方針」の策定が自治体の努力義務とされている。本市においては、方針の策定に向け教育委員会と協議中とのことであるが子供たちの人権が守られ安心して生活が送れるようさらに踏み込んだいじめ防止条例の制定すること。

6 2、通常学級に在籍するLD, ADHD等発達障害のある幼児児童生徒への教育的支援を図るため支援員を配置している。学校や保護者からは、配置の増員を望む声が増大しているが各地域と教育委員会が協力し支援員を増員すること。

6 3、スマートフォンは近年、急速に普及、中学生や小学生にまで利用者を広げている。この急速な変化により、ネット依存症やネットいじめ、学力低下など多くの問題が顕在化している。これら問題に対し、愛知県刈谷市では2014年4月から青少年にスマートフォン等の利用制限（夜9時以降使用禁止）を実施し、効果を上げている。本市に於いても刈谷市同様の取組の実施、さらには条例化の検討をすること。

6 4、子供たちの健全な食生活の確保、子育て世代支援の為にも、中学校給食の早急な導入を行うこと。

6 5、全国的にも I C T コンピューターやインターネット等の情報通信技術を活用した授業を行う自治体が増えている。また、文部科学省では 2 0 2 0 年までに子供達にタブレット端末を一人一台ずつ導入する事を目標に世界最高水準の I C T 利活用社会の実現を目指している。阪神間他都市における電子黒板、デジタル教科書、タブレット端末の導入状況は、試験的に導入されるなど着実に進んでいるが本市においては遅れている。教育環境の I C T 化実現のため整備を積極的に推進すること。

6 6、全国的に土曜授業を行う自治体が増加している。教員だけが教えるのではなく学校と地域が連携を深め学校を地域に開放し地域の活力と特徴に応じて土曜授業を実施すること。

6 7、子供がサイバー犯罪の加害者になるケースが増えている。不正アクセス禁止法違反容疑で逮捕・書類送検された 1 0 代は全国で 2 0 0 3 年の 1 6 人から 1 2 年は 6 4 人で過去最高を記録している。違法性の認識の希薄さが背景にあり、情報モラルの教育の徹底が急務である。インターネットは身近な存在となっているが、正しい知識や法律的にやってはいけない事を学ぶ機会はほとんどない。正しい知識を教えるため、教材の充実と教員への啓発を実施すること。

6 8、平成 26 年度から全国学力テストの学校別の結果を公開するが、保護者に分かりやすく数値で示し教育委員会や自校のホームページに掲載するなどして一斉に開示すること。

6 9、学力向上を目指し、本市教育委員会は市内全小中学校から一人ずつ教員を学力先進地域へ派遣し、授業観察や現地教諭らとの情報交換等を行い派遣後は派遣教員が、学力向上の中心的リーダーとして校内での報告会や報告書を作成し、市内全小中学校で共有する。先進事例に接する機会を持つのは将来に向けた学力向上の効果が期待できる事から先進地への教員派遣を行うこと。

7 0、いじめや学級崩壊を防止する為の児童・生徒を対象とした心理検査「Q-U」に取り組む小中学校が増加している。「Q-U」は早稲田大学の河村茂雄教授が考案し、気軽に話せる友達はいるか、授業を理解できるかといった設問に対し児童・生徒が 4 ~ 5 段階で回答をする。学級生活に満足しているか、いじめなどのトラブルがあるかを児童・生徒一人ごとに座標で示すことで個人とクラス全体の状況を客観的に把握できる。教育環境に資することから実施すること。

7 1、世界は急速にグローバル化しており、あらゆる場面で英語力が問われる時代になってきている。本市子供達が将来、世界を相手に活躍できる人材になるためにも、小学校低学年からの英語授業実施をすること。

7 2、運動部の顧問になると教員が休日に一日も休めないケースがあり、指導レベルにもばらつきがあるため教員の負担軽減や競技能力の向上を図り、市立中学校の運動部の練習指導を外部委託すること。

7 3、効率的に学力の向上を図ため習熟度別少人数学級の実施を検討すること。

7 4、文部科学省はいじめなど、学校が直面する問題対策の一環として全国の公立小中高校に配置するスクールソーシャルワーカー（SSW）を大幅に拡充する方針を決めている。多忙な教員だけでは対処できない問題解決にSSWへのニーズが高まっている。SSWの人材を確保し学校を支援すること。

7 5、文部科学省調べで昨年度、全国の不登校（年間30日以上欠席）だった、小中学生は約12万人で前年度より約7000人増加している。本市での不登校だった中学3年生が公立高校に進学しその後、中退した過去5年間の割合を調べ今後の支援策の充実を図ること。

7 6、教員の平均年齢が小中高校とそろって下がっている。学校現場が世代交代という転換期に入りベテランの教員と若手教員の引継ぎの仕方を工夫する必要がある。若手教員の中には経験不足から生活面などの指導に苦しむケースもある。退職者した教員に地域との関係を取り持つたり、教員育成の支援を求めるこ。